○島田市指定居宅介護支援事業運営規程

平成17年５月５日

訓令甲第31号

（趣旨）

第１条　この規程は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第46条第１項の指定居宅介護支援の事業（以下「指定居宅介護支援事業」という。）を実施するため、法第115条の49及び島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年島田市条例第８号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平18訓令甲３・平21訓令甲10・平24訓令甲16・平26訓令甲13・平28訓令甲１・平31訓令甲４・一部改正）

（設置）

第２条　市長は、指定居宅介護支援事業を実施するため、条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援センター」という。）を設置する。

２　居宅介護支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 島田市居宅介護支援センター　はなみずき | 島田市中河町283番地の1 |

（平24訓令甲16・全改、平26訓令甲13・平28訓令甲１・平31訓令甲４・令５訓令甲16・一部改正）

（運営方針）

第３条　指定居宅介護支援事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居

宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

４　指定居宅介護支援事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者、法第８条第25項に規定する介護保険施設（以下「介護保険施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（平24訓令甲16・全改、平28訓令甲１・平31訓令甲４・一部改正）

（職員）

第４条　居宅介護支援センターに、次に掲げる者（以下「職員」という。）を置く。

(1) 管理者（条例第６条第１項の管理者をいう。以下同じ。）

(2) 介護支援専門員（法第７条第５項に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　前項第２号の介護支援専門員の員数は、条例第５条第１項に規定する員数とする。

（平24訓令甲16・追加、平26訓令甲13・平31訓令甲４・一部改正）

（職員の職務）

第５条　管理者は、職員（管理者を除く。）の管理、業務の管理その他の管理を行う。

２　介護支援専門員は、法第８条第24項に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成等をするとともに、法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）との連絡調整及び介護保険施設の紹介等を行う。

３　前条第１項第３号に規定する者は、居宅介護支援センターの運営に関し必要な業務を行う。

（平28訓令甲１・全改、平31訓令甲４・一部改正）

（運営時間）

第６条　居宅介護支援センターの運営時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、運営時間を変更することができる。

（平18訓令甲９・平22訓令甲７・一部改正、平24訓令甲16・旧第５条繰下）

（休業日）

第７条　居宅介護支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年１月３日までの日

（平24訓令甲16・旧第６条繰下）

（指定居宅介護支援事業の内容）

第８条　指定居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 認定調査（法第27条第２項（法第28条第４項、法第29条第２項、法第30条第２項、法第31条第２項及び法第32条第２項（法第33条第４項及び法第34条第２項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する調査をいう。）

(2) 居宅サービス計画の作成又は変更

(3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整及び介護保険施設の紹介

(4) その他前３号に規定する業務に付随する業務

（平24訓令甲16・旧第７条繰下・一部改正）

（職員の遵守事項）

第９条　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　職員は、指定居宅介護支援事業を実施する場合は、島田市居宅介護支援センター「はなみずき」職員証（別記様式。以下「職員証」という。）を常時携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　職員は、職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

４　職員は、職員証の有効期間が満了した場合又はその身分を喪失した場合は、速やかに職員証を市長に返還しなければならない。

（平24訓令甲16・旧第８条繰下・一部改正）

（通常の指定居宅介護支援事業の実施地域）

第10条　通常の指定居宅介護支援事業の実施地域は、島田市の区域とする。

（平24訓令甲16・旧第９条繰下・一部改正）

（交通費の徴収）

第11条　居宅介護支援センターは、前条に規定する実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援の事業を実施した場合は、条例第13条第２項の規定により、それに要した交通費の実費を徴収することができる。

２　居宅介護支援センターは、前項に規定する指定居宅介護支援事業の実施に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、文書で交通費の徴収について説明をし、徴収に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（平24訓令甲16・旧第10条繰下・一部改正、平26訓令甲13・平31訓令甲４・一部改正）

（事故発生時の対応）

第12条　職員は、利用者に対する指定居宅介護支援事業の実施により事故が発生した場合には、速やかに管理者、利用者の家族その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　居宅介護支援センターは、利用者に対する指定居宅介護支援事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

（平24訓令甲16・旧第11条繰下・一部改正）

（職員の研修等）

第13条　居宅介護支援センターは、介護支援専門員の資質の向上のため、研修の機会を年１回以上設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

（平24訓令甲16・旧第12条繰下）

（虐待防止の措置）

第14条　居宅介護支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員に対する当該委員会の結果の周知徹底

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修の定期的な実施

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

（令５訓令甲16・追加）

（その他）

第15条　この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平24訓令甲16・旧第13条繰下、令５訓令甲16・旧第14条繰下）

附　則

この訓令甲は、平成17年５月５日から施行する。

附　則（平成18年３月30日訓令甲第３号）

この訓令甲は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年６月30日訓令甲第９号）

この訓令甲は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成21年４月30日訓令甲第10号）

この訓令甲は、平成21年５月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日訓令甲第７号）

この訓令甲は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月６日訓令甲第16号）

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附　則（平成26年３月31日訓令甲第13号）

この訓令甲は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月５日訓令甲第１号）

この訓令甲は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月26日訓令甲第４号）

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附　則（令和５年10月３日訓令甲第16号）

この訓令甲は、令和６年１月１日から施行する。

別記様式（第９条関係）

（表）

島田市居宅介護支援センターはなみずき職員証

第　　号

| 写　真<br>貼　付 | 氏　　名<br>生年月日<br><br>上記の者は、島田市居宅介護支援センターはなみずきの職員であることを証明する。<br>年　　月　　日<br><br>島　田　市　長　　印 |
|---|---|

（裏）

1　職員は、指定居宅介護支援事業に従事する場合には、必ず本証を携帯しなければならない。

2　職員は、関係人の請求があった場合は、いつでも本証を提示しなければならない。

3　職員は、本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証の有効期間は、　　年　　月　　日までとする。

5　職員は、本証の有効期間が満了した場合又は職員の身分を喪失した場合は、速やかに本証を市長に返還しなければならない。

別記様式（第９条関係）

（平24訓令甲16・一部改正）